

介護老人福祉施設重要事項説明書

(令和7年1月6日現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5342-0820 (月～金曜日 午前9時～午後5時)

担当 荏田 綾子 (かりた あやこ)

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 特別養護老人ホーム弥生ホームの概要

1 施設の名称・所在地等

事業者番号	1371401066
事業者名	社会福祉法人ケアネット 特別養護老人ホーム弥生ホーム
所在地	〒164-0013 東京都中野区弥生町2丁目42番2号

2 施設の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1		1
生活相談員	1		1
管理栄養士	1		1
機能訓練指導員		1	1
介護支援専門員	1		1
医師		1	1
事務職員	3	2	5
看護職員	2	1	3
介護福祉士	7		7
ヘルパー1・2級	7		7
その他	4		4

3 施設の整備等の概要

定員	30名	静養室	1室
4人室	6室(24名)	医務室	1室
個室	6室(6名)	食堂	4箇所(7~8名あたり各1箇所)
浴室	一般浴槽・介助浴槽・特別浴槽		

3. サービス内容

- (ア) 施設サービス計画の作成
- (イ) 食事
- (ウ) 入浴
- (エ) 介護
- (オ) 機能訓練
- (カ) 生活相談
- (キ) 健康管理
- (ク) 特別食の提供
- (ケ) 理美容サービス
- (コ) 介護保険関係の手続き代行
- (サ) 日常費用支払代行
- (シ) 趣味活動
- (ス) その他 等

4. 利用料金

1 基本料金

利用料は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるもの（入所生活にかかる費用の金額のうち自己負担分）と、利用者と施設の契約によって定める食事提供費及び居住費よりなり、利用者の要介護度、利用者負担段階、居室環境の違い等に応じて個々に設定された利用料の額を下記の表のように定めます。

■介護度別の介護保険基本利用料（全員からいただく利用料）

	従来型個室(1日)	多床室(1日)
要介護 1	694 単位	694 単位
要介護 2	762 単位	762 単位
要介護 3	835 単位	835 単位
要介護 4	903 単位	903 単位
要介護 5	968 単位	968 単位
日常生活継続支援加算(1日)		36 単位
看護体制加算Ⅱ(1日)		8 単位
栄養マネジメント加算(1日)		14 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅰ(1月)	上記単位数の合計の 14.0%	

■特定の状態の場合に算定される介護保険利用単位

初期加算（1日）	30単位
外泊時費用（1日）	246単位
療養食加算（1日）	6単位
夜勤職員配置加算（1日）	13単位
看取り介護加算（1日）	ご逝去当日 1280単位 前2日又は3日 680単位 30日以内 144単位
退所前訪問相談援助加算（1回）	460単位
退所後訪問相談援助加算（1回）	460単位
退所時相談援助加算（1回）	400単位
退所前連携加算（1回）	500単位

※ 上記の単位数に地域係数 10.9 をかけ、保険証記載の割合が自己負担となります。

日額 負担段階	食事提供費			居住費						
				4人部屋			個室			
	自己 負担額	補足 給付	合計	自己 負担額	補足 給付	合計	自己 負担額	補足 給付	合計	
補足給付対象外の方	2,012	0	2,012	1,055	0	1,055	1,747	0	1,747	
補足 給付 対象	第1段階の方	300	1,092	1,392	0	915	915	380	851	1,231
	第2段階の方	390	1,002	1,392	430	485	915	480	751	1,231
	第3段階①の方	650	742	1,392	430	485	915	880	351	1,231
	第3段階②の方	1,360	32	1,392	430	855	915	880	351	1,231

※ 入所期間中に入院、または外泊した場合の取扱については、空床のショートステイ利用がない場合は、居住費がかかります。

※ 入院などでご不在の際の居住費算定については、補足給付の対象外になる場合がございます。

2 その他の料金

レクリエーション、クラブ活動等の実費

日常生活物品の実費

管理手数料 1000円/月

3 支払方法

翌月 17 日に郵便自動引き落とし、とさせて頂きます。

5. 入退所の手続き

1 入所手続き

入所が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と同じです。ただし、入所要件が満たされていれば、自動的に更新します。

* 詳細は生活相談員にお尋ねください。

2 契約の終了

契約の終了に関しては「介護老人福祉施設契約書」第 8 条（契約の終了）をご参考ください。

6. 当該施設のサービスの特徴

1 運営方針

これについては、別途にご案内を参照いただきたいのですが、利用者のために真心のこもったサービス提供を第一に運営してまいります。

2 サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	有	
従業員の研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
身体拘束の有無	無	
その他		

3 施設利用のお約束

① 面会

面会については、14 時から 16 時まで居室又はフロア面会、外出は 10 時から 16 時までを行っております。外出に関しましては前日までにお電話にてご予約下さい。

② 外泊

外泊については現在行っておりません。

③ 飲酒

入所利用の際、生活相談員・看護職員との話し合いによって決めることといたします。

④ 喫煙

入所利用の際、生活相談員との話し合いによって決めることといたします。

⑤ 宗教活動

当施設内での宗教活動は禁止されています。

⑥ 貴重品の管理等

保険証・診察券・障がい者手帳等の貴重品につきましては、入居時に預り依頼書によるご確認後、保険証類お預り表を作成、管理します。

7. 緊急時の対応方法

利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等へ速やかに連絡します。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

なお、協力病院は以下の通りになっております。

医療法人社団徳静会 横畠病院

(内科・外科・消化器外科・消化器内科・肛門外科・整形外科・リハビリテーション科)

社会福祉法人淨風園 中野江古田病院

(内科・外科・整形外科・循環器内科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・皮膚科・歯科・リハビリテーション科・物理療法科・人工透析科)

8. 非常災害対策

- 防災時の対応

災害時に速やかに対応することができるよう、年2回以上の消防訓練が行われています。出勤の全職員が対応する形をとります。

夜勤帯（20時30分～翌朝7時00分で、夜勤職員のみ出勤している時間帯）につきましては、夜勤職員が対応いたします。特に非常時の避難誘導ができるようにしておりますが、適宜所轄消防署のご指導をいただきながら、万全の安全対策を講じます。

- ・防災設備

各居室にスプリンクラーの設置など、社会福祉施設設置に必要な防災設備を整えております。

- ・防災責任者

施設長が統括の責任者になっております。

9. サービス内容に関する相談・苦情

- ① 当施設の利用者相談・苦情担当

- ・担当 (生活相談員) 電話 03-5342-0820

- ・FAX 03-5342-0920

- ・第三者委員による苦情相談窓口 毎月1日（午後） 1階相談室

- ② その他

当施設以外に、区の相談・苦情窓口でも受け付けています。

- ・中野区役所 福祉オンブズマン室

- ・中野区役所 区民サービス管理部 介護保険分野 事業者指導調整担当

- 電話 03-3228-8878

- ・東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

- 電話 03-6238-0177

10. 法人の概要

名称 社会福祉法人 ケアネット

代表者 理事長 鈴木 裕

法人所在地 〒164-0013

東京都中野区弥生町2-42-2

TEL 03-5342-0820

定款の目的に定められた事業

- ① 第一種社会福祉事業・・・特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

- ② 第二種社会福祉事業・・・老人デイサービスセンター（通所介護施設）

- ③ 第二種社会福祉事業・・・老人短期入所事業（老人短期入所施設）

- ④ 第二種社会福祉事業・・・小規模多機能型居宅介護事業

公益を目的とした事業

⑤ 地域包括支援センター

⑥ 居宅介護支援事業

施設名

① 特別養護老人ホーム弥生ホーム

② 老人デイサービスセンター弥生ホームおよびふじみ苑

③ 老人短期入所施設弥生ホーム

④ 俱楽部千代田会館

⑤ 本町地域包括支援センター

⑥ 弥生居宅介護支援事業所

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

〒164-0013 東京都中野区弥生町2-42-2

社会福祉法人ケアネット 特別養護老人ホーム弥生ホーム

(事業所番号 1371401066)

代表者 施設長 竹田 真司 印

説明者 莊田 綾子 印

私は、契約書および本書面により、施設から介護老人福祉施設サービスについての重要な事項の説明を受け同意しました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印